６　健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

【現状と課題】

運動やスポーツへの意識

・学年が上がるにつれて、「体育・保健体育の授業が楽しい」「運動やスポーツをもっとしたい」と「思う」「やや思う」が減少傾向

生活習慣

・学年が上がるにつれて、朝食を「時々食べない」「食べない」が増加傾向

・学年が上がるにつれて、睡眠時間を取れているかどうかについて、「あまり思わない」「思わない」が増加傾向

アレルギー疾患有病率

・食物アレルギーがある児童・生徒、アナフィラキシーを起こしたことがある児童・生徒の数が増加

防災への意識

・「学校で学んだ防災教育で防災意識が高まっている」と回答

性暴力等防止の取組状況

・性犯罪、性暴力防止の教育の一層の推進が必要

【強化のポイント】

- TOKYO ACTIVE PLAN for students の取組を一層推進
- 学校における健康教育・食育の推進、食物アレルギーの事故予防と緊急時に適切に対応できる体制づくりの推進
- 防災や性暴力等の今日的な課題も含め、危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の向上

【指標】

- ✓ 体育（保健体育）の授業が楽しいと思う児童・生徒の割合の増加
- ✓ 学校で学んだ防災教育を通じて、防災意識が高まったと思う生徒の割合の増加

施策展開の方向性⑭

生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育の推進

１　「TOKYO ACTIVE PLAN for students」の推進（指導部・都立学校教育部）

(1)　東京都統一体力テストの実施

都内公立学校の全児童・生徒を対象として全都的な調査を行い、体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

毎年 5・6 月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校に対し、体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）

の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で体力テストを実施する。

(2)　Tokyo 体育健康教育ポータル

体育健康教育に関する諸事業の成果物や資料等を掲載し、各地区や各学校の好事例等を全都に広げ、活用を促進する。

(3)　東京都統一体力テストのデジタル化

東京都統一体力テストのデジタル化により、児童・生徒一人一人の力を最大限伸ばす質の高い教育の実現や業務の効率化を図る。

(4)　体育健康教育推進校

学校において、運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質や能力を育成するため、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その効果を普及する。保健体育科の授業及び体力向上に向けた取組を推進する。

(5)　エンジョイスポーツプロジェクト事業の実施

都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）を対象として、専門的な知見を有する外部機関と連携し、生徒の多様なニーズに応える運動機会を設定するとともに、健康的な生活習慣の実践を通して、豊かなスポーツライフに向けた都立高校生の資質・能力を高める。

(6)　パラスポーツ指導者講習会の実施（再掲）

障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、パラスポーツ指導者講習会を開催する。

(7)　視覚障害特別支援学校・聴覚障害特別支援学校におけるデフリンピックを契機とした教育の充実（再掲）

聴覚障害特別支援学校に外部人材を招へいすること等により、2025 年デフリンピック大会東京開催に向けた教育を充実させる。

(8)　デフリンピックを契機とした聴覚障害理解教育の普及（再掲）

聴覚障害やデフスポーツに関する映像教材を制作し、都内全公立学校に動画にて配信することを通じて、オリンピック・パラリンピック教育と関連付けながら、2025 年に東京で開催されるデフリンピックへの児童・生徒の興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず、共生していこうとする意識や態度を育む。

(9)「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施（再掲）

希望する学校にオリンピアン・パラリンピアン等のアスリートを派遣し、考え方や生き方に触れることより、多様なスポーツや共生社会に対する児童・生徒の理解を深める。

(10)　地域文化部活動推進事業（再掲）

文化庁の「部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

２　特別支援学校における取組の充実（指導部）

(1)　障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

ア　児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れ、活動の充実を図る。

イ　児童・生徒が経験を広げるために、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れる。

ウ　各学校の児童・生徒の実態に応じて取り組めるようルールの変更や用具の調整・工夫などを行い、児童・生徒一人一人の活動を充実させ、楽しめるようにする。

(2)　運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に専門的な知識や技術等を有する外部指導員を導入し、部活動に参加する生徒の意欲の高揚と能力の伸長を図る。

(3)　地域の学校の児童・生徒と協働した教育活動の充実

障害者スポーツへの理解促進を図ることを通じて、障害者スポーツを通した小・中学校等の児童・生徒や地域住民との交流を活性化することにより、障害のある児童・生徒への理解を図る。

３　多様なニーズに応じた運動部活動の充実（指導部）

(1)　デジタル技術を活用した部活動の推進

デジタル技術等を活用して、トレーニングの効率化や、運動・スポーツの効果の「見える化」を図り、短時間で効果が得られる合理的な活用を推進し、運動部活動の質の向上を図る。

(2)　Youth Activities in Tokyo の実施

学校部活動の地域連携・地域移行を推進するとともに、学校外でも子供が自主的・自発的に参加したい取組を選択し、多様なニーズに対応できる内容のプログラムの開発・運営を試行的に取り組む。プログラムの運営にあたっては、地域スポーツ・文化芸術団体等との連携、指導者の質の保障、活動場所の確保等について、東京都の実態に応じた地域クラブ活動としての在り方を検証する。

４　運動部活動の地域連携・地域移行（指導部）

(1)　部活動の地域連携・地域移行

ア　都立中学校等の部活動における地域連携促進事業

学校部活動の地域連携・地域移行に向けて、地域スポーツ・芸術団体等との連携方法や、休日を中心とした地域クラブ活動としての指導者の質の保障、活動場所の確保及び円滑に使用するための方法、円滑な教員等の兼職・兼業等について試行的に取り組み、東京都の実態に応じた地域クラブ活動としての在り方を検証する。

イ　都立学校における部活動改革パイロット校

都立学校において、教員の働き方改革と生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に向け、これまで学校教育の一環として行われてきた学校部活動から、学校と連携して行う地域クラブ活動とする体制整備等を検証する。

(2)　地域運動部活動推進事業

スポーツ庁の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

(3)　部活動指導員の配置・活用

部活動指導員を配置し、都立学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動の一層の充実を推進する。

(4)　中学校の部活動における外部指導者の配置支援

中学校の部活動において、外部指導者を積極的に配置し、専門的な技術指導等による部活動の質の向上と教員の負担軽減を促進する。

(5)　地域クラブ設立・運営に関する取組の実施

令和４年12月に、スポーツ庁及び文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表し、新たな地域クラブ活動を整備するための方法等について、国の考え方を示した。このことを受け、令和５年３月に東京都は、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」(以下「総合的なガイドライン」という。）及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、令和７年３月に推進計画を改訂した。

本事業は、それらに基づき、区市町村立中学校の部活動の地域移行を推進するため、地域クラブを設立・運営できる団体等を選定し、都教育委員会が指定する推進地区においてモデル的に実施する地域クラブの設立・運営等の支援について総合的に委託することで、効率的かつ確実な地域クラブの設立・運営を進め、ビジネスモデルとして確立するよう調査・研究を行う。

施策展開の方向性⑮

健康で充実した生活を送るための力を育む教育の推進

１　健康教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

(1)　がん教育の推進

国の「がん対策基本法」や「がん対策推進基本計画（第４期)」を踏まえ、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校において、外部講師を活用した、がん教育を推進する。

(2)　性に関する指導の充実

学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、性情報の氾濫等の現代的な課題を踏まえながら、保護者の理解を得て必要な指導を行っていくことが必要である。また、全ての教職員で共通認識を持ち、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択を行うことができるよう、性教育を推進する。

(3)　都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談支援

学習指導要領の内容に基づき、健康管理について生徒の理解を深めるとともに、産婦人科医を招へいして、ライフプランと健康との関わりに関する授業を実施することにより、生涯を通じて生徒が、自らの健康や環境を管理し、改善していくための資質・能力を育成する。

また、都立高校生等が抱える思春期特有の健康上の悩みに対応するため、学校における相談体制を整備する。

２　食育の推進及び給食管理の支援（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1)　栄養教諭の配置による食育の推進

ア　栄養教諭の配置拡大

学校における食育を推進させるため、食育推進チームの設置、食育リーダー等を中心とした校内体制を整備している。栄養教諭は、配置地区内の各学校の食育リーダーを支援することで、地区全体の食育を推進する役割を担っており、平成20年度から、各地区に栄養教諭を計画的に配置している。さらに、平成25年度からは複数配置を行い、食育の推

進を図っている。

食育リーダーへの指導・助言を充実させ、教科等間の連携を図りながら「生きた教材」である学校給食を活用した食育を一層推進するため、栄養教諭の増加策を講じる。

イ　地場産物等を活用した食育の実践

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、学校給食に地場産物等（東京産食材・国産食材）を活用した食育が有効である。栄養教諭は、配置地区で継続して地場産物等を活用した食育の実践等を行い、地区全体の食育の充実を図る。

（例）地場産物等を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成、地域生産者との連携による給食献立への地場産物等の活用、生産体験学習など

(2)　各種研修を通じた食育の推進

ア　経験に応じた研修

採用からの経験順に、学校栄養職員新規採用者等研修、経験者前期（6 年次）研修、経験者後期（10 年次）研修を実施する。

また、令和 3 年度からは、地場産物等を活用した学校給食と給食の時間における食に関する指導の実践例等を、栄養教諭及び学校栄養職員経験者研修において実施している。

イ　専門実務に関する研修

学校栄養職員・栄養教諭・区市町村教育委員会事務局を対象とした、学校栄養職員等研修（時宜に適った課題への対応力を身につけるためのテーマを選定）、学校給食安全・衛生管理研修（食品衛生・食物アレルギー対応・安全管理等）を実施する。

ウ　食育に関する研修

新規採用及び 2 年次の栄養教諭に対し、東京都の栄養教諭として必要な知識の習得や食育の実践的な指導力を養うため、新規採用栄養教諭等実践研修を実施する。

また、管理職を含む学校給食・食育に係る学校関係者等（教職員、区市町村教育委員会学校給食担当者等）に対し、食に関する実践的な指導力を育成するため、食に関する指導研修会を実施する。

(3)　学校給食の管理に関する支援

食中毒発生の防止や食物アレルギーなどへの適切な対応ができるよう、各種研修及び情報提供等を行う。また、衛生管理など給食管理について、区市町村への指導・助言を行う。

３　アレルギー疾患対策の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1)　ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂）及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年）等に基づいた各学校での取組が円滑に進むよう、児童・生徒等のアレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力向上に取り組んできた。

平成 24 年 12 月に都内小学校で起きた事故を受け、再発防止のため、平成 25 年度以降、都教育委員会では同ガイドラインを補完するマニュアル等の作成・配布や、研修の対象者拡大及び実施回数増など、児童・生徒等のアレルギー事故予防と事故発生時の緊急対応の確立に向けた取組を強化している。

今後も引き続き、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校を支援・指

導し、更なる体制の強化に向けて働き掛ける。

ア　「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な対応の強化

イ　学校給食における食物アレルギー対応の役割分担の明確化

ウ　校内研修による実践対応力の向上

エ　緊急時（アナフィラキシー発症時等）における対応

(2)　アレルギー疾患対応研修の実施

平成 21 年度以降、教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施しており、平成 25 年度からは、全ての養護教諭とアドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒等の担任教諭、学校栄養職員等を対象として研修を実施している。平成 27 年度からは管理職を対象とした研修も開催している。令和７年度も研修を継続していくとともに、校内研修を推進する。

施策展開の方向性⑯

危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進

１　安全教育の推進（指導部）

(1)　学校における安全教育の推進

ア　「安全教育プログラム」の配信

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図る。そのため、都内公立学校の全ての教員に、「安全教育プログラム」を配信し、学校において生活安全・交通安全・災害安全の３領域をバランスよく指導する。

イ　「安全教育推進校」の指定

効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、都内公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 12 校（園）を指定する。

また、指定校（園）が実践した取組を「安全教育プログラム」及び「安全教育・防災教育ポータルサイト」に掲載することにより、各学校での安全教育の推進を図る。

２　防災教育の推進（指導部）

(1)　防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

学校・家庭及び地域が一体となった防災教育の一層の充実のため、全都の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒対象に、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を「安全教育・防災教育ポータルサイト」にて配信し、活用を促進する。

(2)　防災意識啓発事業

防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用及び防災施設における防災体験として、小学生及び中学１年生を対象とした「行こう、学ぼう、防災体験」を実施し、児童・生徒の防災への意識啓発を図る。

(3)　「防災士養成講座」の実施

都立高等学校等の生徒及び教員が、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得等を通して、奉仕の精神のかん養や、地域防災に積極的に関わろうとする態

度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成する。

(4)　都立高等学校等における「地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練」

地域との連携の強化や様々な災害を想定した防災教育の更なる充実を図り、生徒が自然災害から身を守り被災しても乗り切る能力や、他者及び地域の安全を支える能力を身に付けることを目的に、都立高校等において地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を実施する。

ア　地域と連携した防災訓練

地域とともに初期消火訓練の実施や防災講話の聴講、東京マイ・タイムラインを活用した取組等、地域と連携した防災訓練を実施する。消防署、警察署、自衛隊、日本赤十字社、水道局、学校が所在する自治体の防災担当課、町内会や地元消防団等と連携し、より体験的・実践的な訓練を実施する。

イ　避難所設営・運営訓練

学校が所在する自治体の防災担当課から助言を受けながら、避難者の受付や誘導等、避難所設営・運営の補助体験をする避難所設営・運営訓練を実施する。また、その中で備蓄食料の炊き出しや喫食体験等を実施する。避難所設営・運営訓練では、避難所のみならず、東京都帰宅困難者対策条例に基づき学校に「一時滞在施設」や「災害時帰宅支援ステーション」が開設された場合も想定した内容を行う。

３　生命（いのち）の安全教育の推進（指導部）

(1)　生命（いのち）の安全教育の推進

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、各学校において生命（いのち）の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける「生命（いのち）の安全教育」を促進する。

４　特別支援学校における安全教育の推進（指導部）

(1)　都立特別支援学校での地域・関係機関等と連携した防災訓練の実施

過去の大規模災害の事例から、都市機能に深刻な被害をもたらす災害等が発生した場合に、地域住民などが学校で避難生活を送ることが想定される。このことを踏まえ、感染症や熱中症への対策を講じた避難生活の在り方や、避難所の運営に当たって配慮すべき課題等についても検討しながら、地域・関係機関等と連携し、様々な状況を想定した訓練を行うこととする。

ア　児童・生徒は、障害の状態に応じて、防災学習、備蓄品の利用、応急救護訓練などを体験する。

イ　教職員は、学校の規模や地域の実情に応じて、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した防災訓練や避難所設営訓練などを行う。